

個別契約書

本個別契約（以下、「本個別契約」という。）は、一般社団法人 全国農業会議所（調達者）と伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下、「売主」という。）が2026年 月 日に締結した売買基本契約書（以下、「基本契約」という。）に基づいて締結するものとする。

（以下、「買主」という。）と売主は、売主が買主に製品の利用登録を行い、買主から売主に代金を支払うことについて以下のとおり合意し、本個別契約を締結する。

契約要綱

本件製品	C-AN-Y/CL-M / LANSCOPE クラウド版 ライト A ライセンス
利用期間	2026年4月1日より2027年3月31日まで
利用場所	〒
数量	式
売買単価（税込）	4,700 円 (5,170 円)
売買代金 （売買単価×数量）	円 (円)
支払条件と方法	利用開始登録後 月末締 翌月末まで 一括 銀行支払

第1条（定 義）

本個別契約において別段の定めがない限り、本個別契約で使用する用語の定義は、基本契約の規定に従うものとする。

第2条（本件製品の納品、代金の支払い）

売主は買主に本契約に基づき利用開始月までに本件製品の利用登録を行う。買主は本件製品の利用登録後、速やかに検査を行い売主に本契約に基づき代金を支払うものとする。

第3条（基本契約の適用）

本個別契約において明示的に異なる条件を定めた場合を除き、本個別契約は基本契約に定める契約条件に従って履行されるものとする。

第4条（本件製品の納入、検査）

売主は、納期までに、本件製品の利用登録を行い、買主はこれを受け入れるものとする。

2. 買主は、前項に基づく本件製品の利用開始月の10営業日（以下、「検査期間」と

いう。)以内に、本件製品について検査を行い、検査終了後直ちにその結果を売主に書面にて通知するものとする。なお、検査期間内に買主から売主は何らの通知もない場合、当該本件製品は、検査期間の満了日をもって検査に合格したものとみなす。

3. 前項に基づく検査の結果、本件製品が不合格となった場合は、売主は、速やかに自己が必要と判断する措置を実施のうえ再度前項に基づく検査を受けなければならないものとする。
4. 検査合格の通知が売主に到達した日、又は検査合格とみなされた日をもって、本件製品の検収とする。

第5条（有効期間）

本個別契約の有効期間は、本個別契約締結の日から利用登録の完了日までとする。

本個別契約締結の証として、本個別契約書2通を作成し、買主及び売主記名押印のうえ、各1通を保有する。

_____年_____月_____日

買主

売主 東京都港区虎ノ門4-1-1
神谷町トラストタワー
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
公共統括本部 公共営業第1部
部長 高野敬太 印